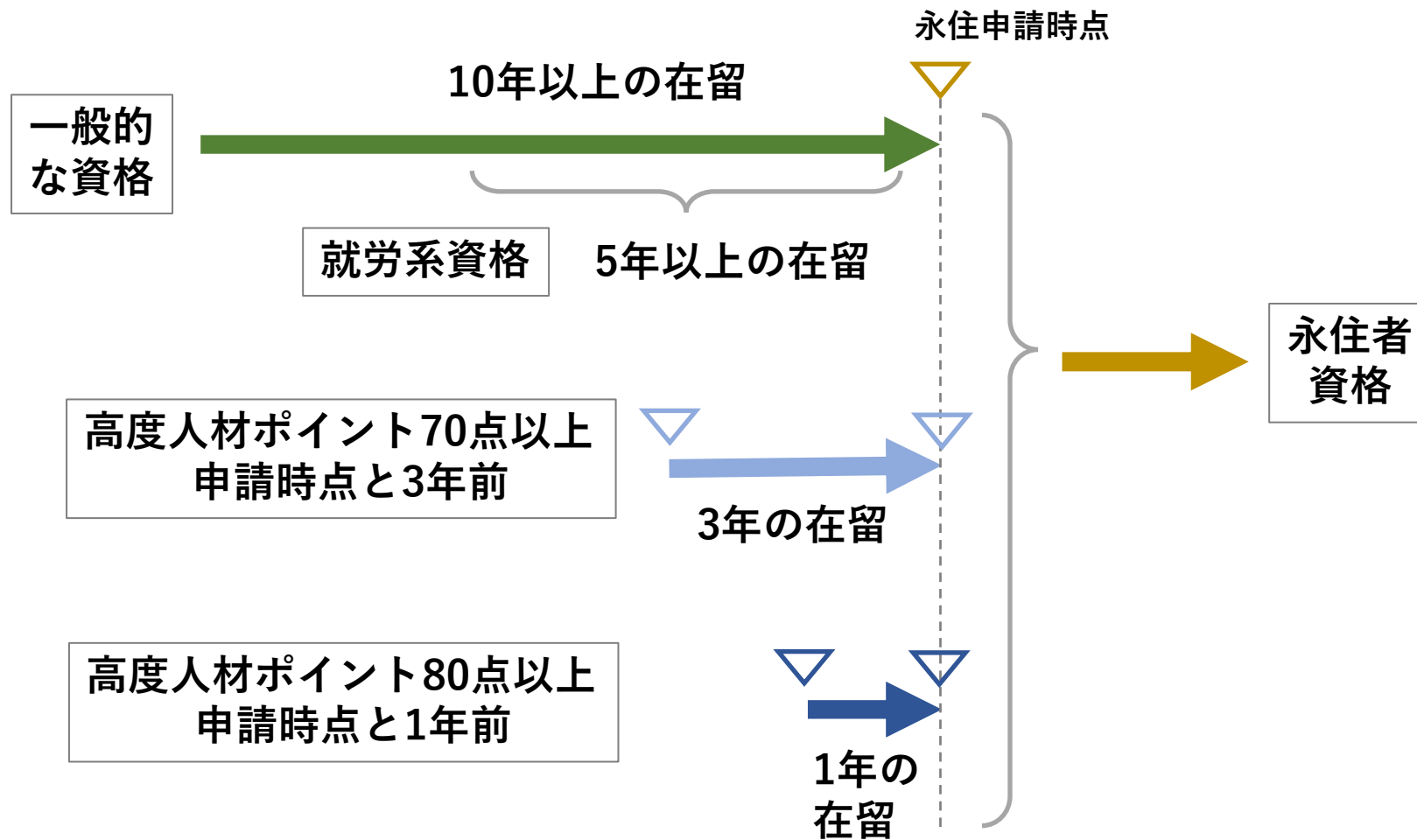


日本の 永住許可

高度外国人材
として
短期間の在留で申請する

高度外国人材として、10年待たずに永住申請

永住申請前の継続した在留期間の要件



高度人材ポイント表

- 少々、複雑ですが、
 - 詳細は参考サイトのリンクからダウンロードしてください：

《ポイント計算表》

	高度学術研究分野			高度専門・技術分野			高度経営・管理分野			①最低年収基準				
	博士号(専門職に係る学位を除く。)取得者	修士号(専門職に係る博士を含む。)取得者	大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた者(博士号又は修士号取得者を除く。)	博士号(専門職に係る学位を除く。)取得者	修士号(専門職に係る博士を含む。)取得者(注7)	大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた者(博士号又は修士号取得者を除く。)	博士号又は修士号取得者(注7)	大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた者(博士号又は修士号取得者を除く。)	博士号又は修士号取得者(注7)	高度専門・技術分野及び高度経営・管理分野においては、年収300万円以上であることが必要				
学 歴	30	20	10	30	20	10	20	10	5	②年収配点表				
職 歴 (実務経験) (注1)	7年～	15	10	7年～	15	10	7年～	20	15	～29歳～34歳～39歳40歳～				
	5年～	10	5	5年～	10	5	5年～	15	10	1000万円	40	40	40	40
年 収 (注2)	3年～	5		3年～	5		3年～	10	5	900万円	35	35	35	35
	年齢区分に応じ、ポイントが付与される年収の下限を異なるものとする。詳細は②参照	40	10	年齢区分に応じ、ポイントが付与される年収の下限を異なるものとする。詳細は②参照	40	10	年齢区分に応じ、ポイントが付与される年収の下限を異なるものとする。詳細は②参照	40	10	800万円	30	30	30	30
年 齢	～29歳	15		～29歳	15		～29歳	25	20	700万円	25	25	25	—
	～34歳	10		～34歳	10		～34歳	20	15	600万円	20	20	20	—
ボーナス① 【研究実績】	～39歳	5		～39歳	5		～39歳	15	10	500万円	15	15	—	—
	詳細は③参照	25		詳細は③参照	15		3000万円～	50	40	400万円	10	—	—	—
ボーナス② 【地位】		20					2500万円～	40	30					
							2000万円～	30	20					
ボーナス③							1500万円～	20	15					
							1000万円～	10	10					
ボーナス④														
	イノベーションを促進するための支援措置(法務大臣が告示で定めるもの)を受けている機関における就労(注3)	10		イノベーションを促進するための支援措置(法務大臣が告示で定めるもの)を受けている機関における就労(注3)	10		イノベーションを促進するための支援措置(法務大臣が告示で定めるもの)を受けている機関における就労(注3)	10						
ボーナス⑤														
	試験研究費等比率が3%超の中小企業における就労	5		試験研究費等比率が3%超の中小企業における就労	5		試験研究費等比率が3%超の中小企業における就労	5						
ボーナス⑥														
	職務に関連する外国の資格等	5		職務に関連する外国の資格等	5		職務に関連する外国の資格等	5						
ボーナス⑦														
	本邦の高等教育機関において学位を取得	10		本邦の高等教育機関において学位を取得	10		本邦の高等教育機関において学位を取得	10						
ボーナス⑧														
	日本語能力試験N1取得者(注4)又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者	15		日本語能力試験N1取得者(注4)又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者	15		日本語能力試験N1取得者(注4)又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者	15						
ボーナス⑨														
	日本語能力試験N2取得者(注5)(ボーナス⑦)又は⑧のポイントを獲得した者を除く。	10		日本語能力試験N2取得者(注5)(ボーナス⑦)又は⑧のポイントを獲得した者を除く。	10		日本語能力試験N2取得者(注5)(ボーナス⑦)又は⑧のポイントを獲得した者を除く。	10						
ボーナス⑩														
	成長分野における先端的事業に従事する者(法務大臣が認める事業に限る。)	10		成長分野における先端的事業に従事する者(法務大臣が認める事業に限る。)	10		成長分野における先端的事業に従事する者(法務大臣が認める事業に限る。)	10						
ボーナス⑪														
	法務大臣が告示で定める大学を卒業した者	10		法務大臣が告示で定める大学を卒業した者	10		法務大臣が告示で定める大学を卒業した者	10						
ボーナス⑫														
	法務大臣が告示で定める研修を修了した者(注6)	5		法務大臣が告示で定める研修を修了した者(注6)	5		法務大臣が告示で定める研修を修了した者(注6)	5						
ボーナス⑬														
合 格 点	70			70			70			③研究実績				
											特許の発明 1件～	20	15	
											入国前に公的機関からグラントを受けた研究に従事した実績 3件～	20	15	
											研究論文の実績については、我が国の機関において利用されている学術論文データベースに登録されている学術雑誌に掲載されている論文(申請人が責任著者であるものに限る。) 3本～	20	15	
											代表取締役、代表執行役、取締役、執行役	10		
											職務に関連する日本の国家資格の保有(1つ5点)	5		
											イノベーションを促進するための支援措置(法務大臣が告示で定めるもの)を受けている機関における就労(注3)			
											試験研究費等比率が3%超の中小企業における就労			
											職務に関連する外国の資格等			
											本邦の高等教育機関において学位を取得			
											日本語能力試験N1取得者(注4)又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者			
											日本語能力試験N2取得者(注5)(ボーナス⑦)又は⑧のポイントを獲得した者を除く。			
											成長分野における先端的事業に従事する者(法務大臣が認める事業に限る。)			
											法務大臣が告示で定める大学を卒業した者			
											法務大臣が告示で定める研修を修了した者(注6)			
											経営する事業に1億円以上の投資を行っている者			
											特許の発明 1件～	20	15	
											入国前に公的機関からグラントを受けた研究に従事した実績 3件～	20	15	
											研究論文の実績については、我が国の機関において利用されている学術論文データベースに登録されている学術雑誌に掲載されている論文(申請人が責任著者であるものに限る。) 3本～	20	15	
											代表取締役、代表執行役、取締役、執行役	10		
											職務に関連する日本の国家資格の保有(1つ5点)	5		
											イノベーションを促進するための支援措置(法務大臣が告示で定めるもの)を受けている機関における就労(注3)			
											試験研究費等比率が3%超の中小企業における就労			
											職務に関連する外国の資格等			
											本邦の高等教育機関において学位を取得			
											日本語能力試験N1取得者(注4)又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者			
											日本語能力試験N2取得者(注5)(ボーナス⑦)又は⑧のポイントを獲得した者を除く。			
											成長分野における先端的事業に従事する者(法務大臣が認める事業に限る。)			
											法務大臣が告示で定める大学を卒業した者			
											法務大臣が告示で定める研修を修了した者(注6)			
											経営する事業に1億円以上の投資を行っている者			

事例：高度人材ポイント80点以上の例

- あなたの履歴が以下であると仮定すると
 - 申請時点：
 - 年齢32歳、IT技術者、IT分野での修士号保有、
 - 年収見込み950万円、IT職歴が通算8年間
 - 申請時点の一年前：
 - 年齢31歳、IT技術者、IT分野での修士号保有、
 - 年収実績900万円、IT職歴が通算7年間



- あなたの高度人材ポイントは80点（申請時点・1年前、共に）

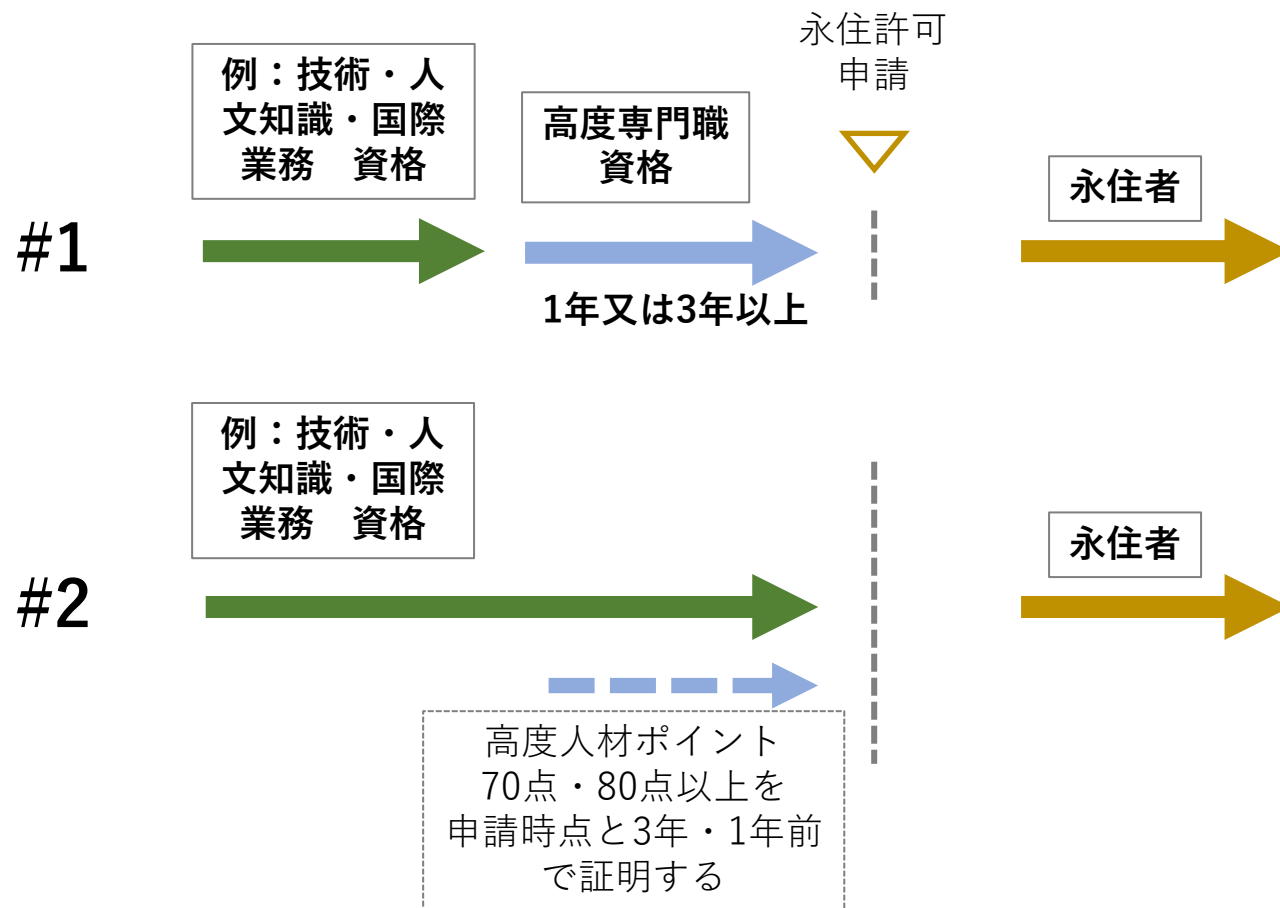
• 学歴（修士）	20点
• 職歴（7年以上10年未満）	15点
• 年収（900～1000万円）	35点
• 年齢（30～34歳）	10点



- あなたは、1年の在留期間を経た現時点で、永住申請できます！

高度人材の永住申請：2通りの進め方

1. 高度専門職資格に変更後、永住許可申請する方法
2. （高度専門職資格を経ずに）直接、永住許可申請する方法



安心 社会保険労務士・行政書士 事務所

- お問い合わせ先
 - メール：<https://an-japan.com/contact/>
 - 電話：03-5656-1956
(平日 午前11時から午後7時まで)

以上